

国別規格 EU編

(REACH 規則)

MTEP

(広域首都圏輸出製品技術支援センター)

2024年3月

著者

地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター
輸出製品技術支援センター

専門相談員 松浦 徹也

序文

広域首都圏輸出製品技術支援センター (MTEP)は、広域首都圏公設試験研究機関 (東京都、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県、横浜市) が連携して実施する中小企業のための海外展開支援サービスです。国際規格や海外の製品規格に関する相談、海外の製品規格に適合した評価試験の情報提供などの技術的な支援を行っています。

- ✓ MTEP/広域首都圏輸出製品技術支援センター

<https://www.iri-tokyo.jp/site/mtep/>

都産技研 MTEP では、製品輸出に初めて取り組む担当者向けに、海外の法規制に関する解説テキストを発行しています。CE マーキング対応をはじめとした日頃からお問い合わせの多い相談分野について、各種制度の概要や手続きの情報をまとめたウェブブックを無料で公開しており、多くの企業の皆さまにご活用いただいています。

このたび、各国の規格を紹介する「国別規格シリーズ」として、EU 編 REACH 規則を発行しました。本テキストが、海外展開を検討される企業の皆さまの一助となれば幸いです。

2024 年 3 月

地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター
輸出製品技術支援センター

目次

1. REACH 規則の要約	3
1.1 適用範囲	4
1.2 登録の仕組み (Registration)	4
1.3 評価の仕組み (Evaluation)	6
1.4 認可の仕組み (Authorisation)	8
1.5 制限の仕組み (Restriction)	10
1.6 制限と認可の整理	14
1.7 情報提供の要求	16
2. CLS とは	17
2.1 CLS	17
2.2 CLS の届出義務	19
3. SCIP 登録とは	21
3.1 WFD と SCIP 登録	21
3.2 SCIP データベースについて	22
3.3 輸出者の義務	25
4. REACH 規則と RoHS 指令の関係	26

1. REACH 規則の要約

REACH 規則は化学物質の規制法で、日本の「化審法（化学物質の審査および製造等の規制に関する法律）」やアメリカの「TSCA（有害物質規制法：Toxic Substances Control Act）」に類似した規制である。

REACH 規則は、

Registration：登録

Evaluation：評価

Authorisation：認可

Chemicals：化学物質

の頭文字を取った EU の法律であり、日本などでは、「REACH」と記述されるが、「REACH」と表記される国もある。

REACH の最後の「Ch」が示しているように、REACH 規則は化学物質を対象とした法律で、主要義務は「登録」、「評価」、「認可」である。一方で、「A」と「Ch」の間にはもう一つ Restriction（制限）の「R」が隠れているため、漏れなく表現すると「REARCH」となる。

REACH 規則は、中国の「新化学物質環境管理弁法」や韓国の「化学物質の登録および評価等に関する法律」や台湾の毒性化学物質管理法および職業安全衛生法に影響を与えており、これらは C (China) -REACH や K (Korea) -REACH などと呼ばれることもある。

1.1 適用範囲

REACH 規則は、「化学物質の有害性のアセスメントによる代替法の促進」と「人の健康および環境の高レベルの保護」を目指しながら、「EU 域内の自由流通」や「化学産業の競争力および革新の高揚」も目的としている。

REACH 規則は、廃棄物中の物質、動物用医薬品、人用医薬品、食品添加物や食品香味剤などの他の法律が適用される物質には適用されない。

リスクが知られている附属書 IV の記載物質（ブドウ糖、窒素など）や登録不要物質として附属書 V の記載物質（副生物やハザードが周知されている水素や酸素原子など）は登録対象外である。

1.2 登録の仕組み (Registration)

登録は、EU 域内で 1 物質を 1 年間 1 トン以上製造または輸入している製造者や輸入者毎に義務がある。

EU 域内では、登録されていなければ販売ができず、「No Data- No Market：データのない物質は市場から淘汰する」と言われている。

登録時の提出データには、テクニカルドシエ（一式文書）といわれる文書のなかで、さまざまな技術データが要求されている。

要求される技術データは、登録するトン数帯（年間販売量）により積み上げ方式で増える。

当初、段階的導入物質の技術データは SIEF（同一物質の登録予定者などの集まり）で共同入手や相互に提供（費用分担）して、取り揃えて共同提出することができた。

現在は、新たに登録する製造者や輸入者は、オンラインで登録データベースは確認できるが、ECHA（European Chemicals Agency：欧州化学品庁）に登録照会を行い、登録済物質の場合は先行登録者が通知される。新規登録者は、先行登録者から「脊椎動物試験データ」を要求しなければならない（shall）、それ以外についても要求してもよい（may）。

目的は、情報収集と作成費用の低減であるが、動物実験の削減のためでもある。

なお、先行登録者の権利は、登録後 12 年間である。

登録に必要な文書は IUCLID (International Uniform Chemical Information Database : 国際統一化学物質情報データベース) というソフトウェアを利用して文書を作成し、REACT-IT というシステムで ECHA に提出する。IUCLID は 2016 年から第 6 版が利用できるようになっている。

登録するトン数帯は、年間 1~100 トン、年間 100~1,000 トン、年間 1,000 トン以上の 3 つに区分されている。

トン数帯が上がると、提出データが附属書 VII の詳細試験項目が附属書 VIII~X で追加される。

登録後にビジネスが拡大し、トン数帯が上がった場合や物質の組成の変化などの新たな情報が得られた場合は、それらの情報を ECHA に提出しなければならない。

EU 域外の日本企業の登録は輸入者に委ねるが、営業秘密の保持などのために EU 域内の代理人 (OR: Only Representative) を利用することもできる。

1トン以上

・附属書VII

物理化学的性質・毒性学的情報・生態毒性学的情報 等

10トン以上

・附属書VII 附属書VIII

附属書VII の詳細項目追加

100トン以上

・附属書VII 附属書VIII 附属書IX

附属書VII の詳細項目追加

1000トン以上

・附属書VII 附属書VIII 附属書IX 附属書X

附属書VII の詳細項目追加

附属書XI

附属書VII~X の標準試験制度(Regime)



段階的
積み上げ式

図 1 トン数による提出情報

1.3 評価の仕組み (Evaluation)

(1) 法令適合性の評価

ECHA はトン数帯毎に受理した一式文書の中から全体の 20%以上を抽出し、次項などを確認する。

- ・ 提出された一式文書が要求基準に適合していること
- ・ 提出された一式文書の標準的情報の適合性と正当な根拠がトン数帯毎の一般的規定に適合していること
- ・ 化学的安全性評価 (CSA) や化学的安全性報告書 (CSR) が定められた要件に適合し、リスク管理措置の検討が十分であること

(2) 試験提案の審査

一式文書には危険有害性情報を含めて、登録するトン数帯が増える毎に要求情報が追加される。

一部の試験データにおいて、短期間では結果が得られない情報は、試験提案を提出することで登録することができる。

提出された試験提案はすべて審査されるが、PBT^{※1}、vPvB^{※2}、CMR^{※3}あるいはこうした特性を有する懸念のある物質および CLP (分類・表示・包装) 規則で危険有害性と分類される物質で 100 トン以上超える量かつ広範囲にばく露をもたらす用途物質などが優先して審査される。

脊椎動物による試験を含む試験案に関する情報は、物質の名称、脊椎動物試験が提案されている有害性エンドポイント^{※4}、さらに、あらゆる第三者からの情報が求められる日の期限 (45 日) について、ECHA のウェブサイト上で公表 (パブコメ) される。

※1 PBT：難分解性、生体蓄積性、毒性 (Persistent, Bioaccumulative and Toxic)

※2 vPvB：極めて難分解性で高い生体蓄積性特性 (v : very)

※3 CMR：発がん性、変異原性、生殖毒性 (Carcinogenic, Mutagenic and Toxic for Reproduction)

※4 エンドポイント (Endpoint)：有害影響を評価するための指標となる観察または測定可能な生物学的事象

(3) 物質評価

物質評価は、物質の使用・用途を考えた場合、人の健康や環境へ重大なリスクを生じさせないかを確認する。

物質の評価の優先対象リストとして、ECHA は EU 共同体ローリング行動計画 (CoRAP : Community Rolling Action Plan) を 3 年にわたって各年作成する。

リスト物質を年度ごとに国別で評価する。

対象物質は、2023 年 10 月 17 日に更新されて 392 物質である。

評価の過程において、評価を行う加盟国は必要に応じて申請者に追加の情報を要求することがある。

加盟国による評価結果は ECHA に提出され、その後、他の加盟国および ECHA によるレビューを経て、MSC (The Member State Committee : REACH 加盟国委員会) の合意が得られたのち、ECHA が最終決定を行う。

合意に至らない場合は EU 委員会に引き渡され、別途 EU 委員会で設置される専門委員会 (コミットロジー委員会) で検討する。

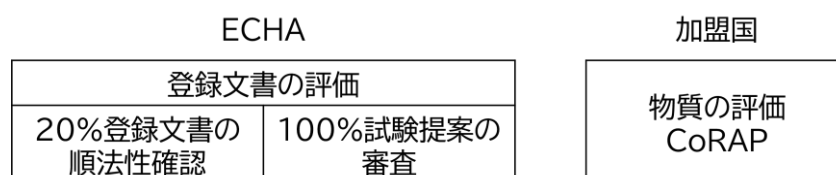


図 2 ECHA と加盟国による登録データの評価の役割分担

1.4 認可の仕組み (Authorisation)

認可対象物質は Candidate List に掲載された物質（これまで「SVHC」と言われていたが、正式名称は Candidate List of Substances of very high concern for authorisation で、近年では「CLS」と呼ばれることが多い）から選定され附属書 XIV に掲載（ECHA の Web サイトで公開）される。

ECHA Authorisation List

<https://echa.europa.eu/authorisation-list>

CLS は半年毎（6 月、12 月頃）に追加され、附属書 XIV への掲載は少なくとも 2 年毎に追加される。

認可物質は認可を受けなければ、物質毎に設定された日没日（sunset date）以降は EU 域内で使用できない。

認可対象物質は 2022 年 4 月に 5 物質追加されて、Benzyl butyl phthalate (BBP)、Bis (2-ethylhexyl) phthalate (DEHP)、Dibutyl phthalate (DBP)、Diisobutyl phthalate (DIBP)、Diisopentylphthalate (DIPP)、Bis (2-methoxyethyl) phthalate などフタル酸エステルなどの 59 Entry が特定されている。（2023 年 10 月時点）

附属書 XIV には、次項が記載される。

- a. 物質のアイデンティティ（附属書 VI）
- b. 発がん性や変異原性などの認可対象となるその物質の固有の性質（第 57 条）
- c. 経過措置
 - 日没日（上市および使用の禁止日）
 - 認可申請期限日
- d. 適切な場合、ある用途に関する見直しの期間
- e. もしあれば、認可の要件から免除される用途または用途の区分および該当する免除の条件

なお、認可物質になっても Candidate List にはその物質が残るため、情報提供義務なども残る。

(1) 物質が附属書 XIV に含まれる場合

附属書 XIV による日没日以降では、次の場合以外はその物質を使用するために上市または自ら使用することができない。

- i. 第 60 条から第 64 条による認可を受ける
- ii. 物質の用途や成形品への物質の組み込みが認可の要件から免除されている

ただし、日没日の 18 ヶ月前に認可申請がなされたが、その決定がされていない場合、およびその用途に関する認可が、サプライチェーンの直下の川下使用者に与えられている場合を除く。

また、川下使用者は、物質の用途がその用途に関してサプライチェーンの川上の関係者に与えられた認可の条件に沿っている場合には、附属書 XIV 収載物質を使用できる。

(2) 適用除外要件

科学的な研究開発における物質の用途や中間体には認可の義務は適用されない。

また、植物保護製品（農薬）やバイオサイド製品や燃料の使用などにも適用されない。

(3) 認可の申請

認可の申請は、ECHA に対して物質の製造者、輸入者および／または川下使用者の 1 つまたは複数の者が、認可の申請を行うことができる。

(4) 認可の申請時の提出情報

- a. 物質の識別
- b. 申請を行う者の名称および詳細な連絡先
- c. どの用途を認可で求めているのかを特定する、また関連する場合には、混合物に含まれる物質の用途および／または物質の成形品への組み込みを含む認可の要請
- d. 登録の一部として既に提出されていない場合には、化学物質安全性報告書
- e. 代替物質のリスクおよび代替の技術的・経済的実現可能性を考慮した代替物質の検討

1.5 制限の仕組み (Restriction)

制限には、特定された物質の特定製品への使用禁止、消費者の使用禁止、完全な禁止などの種類がある。

附属書 XVII には、2023 年 10 月の時点で 73 Entry の制限条件が詳しく記載されている。
(Entry 番号は欠番があり 78 Entry までである。)

ECHA Substances restricted under REACH

<https://echa.europa.eu/substances-restricted-under-reach>

制限は「物質」と「使用条件」により規制される。

(1) 制限の例

例 1) ベンゼンの場合

ベンゼンの条件は次の通りである。

1. 遊離状態でのベンゼン濃度が、玩具または玩具の部品重量中で 5mg/kg (5ppm) を超える場合には、上市される玩具または玩具の部品は許可されない。
2. 上市される物質または混合物に、0.1 重量%以上の濃度で使用されてはならない。
3. 98/70/EC の対象とされる自動車燃料、現行法規で定められた量を超えるベンゼンの排出が見込まれない工業プロセスで使用される物質および混合物や指令 91/689/EEC および指令 2006/12/EC の対象となる廃棄物には適用しない。

例 2) ニッケルに関する制限について

ニッケルめっきも対象であるが、制限条件が明確である。電気電子機器のユニットの中の部品のめっきなどは対象にはならない。

制限される使用条件は、人体の穿孔部分に挿入される製品のニッケル放出量が、 $0.2 \mu\text{g}/\text{cm}^2/\text{週}$ 未満でなければならず、皮膚と直接長時間接触することを目的とした製品では、 $0.5 \mu\text{g}/\text{cm}^2/\text{週}$ 以下でなければならない。

1. 以下のように使用してはならない：

- a) ピアス穴に挿入されるポストアセンブリや人体の他の穴に挿入されるもので、そのポストアセンブリからのニッケルの放出量が $0.2 \mu\text{g}/\text{cm}^2/\text{週}$ （移行限度）未満でない場合
- b) 以下のような皮膚と直接長時間接触することを目的とした製品で、これらの製品の皮膚と直接長時間接触する部分からのニッケルの放出量が $0.5 \mu\text{g}/\text{cm}^2/\text{週}$ を超える場合：
 - ピアス
 - ネックレス、ブレスレット、チェーン、アンクレット、指輪
 - 腕時計のケース、時計のストラップ、締め具
 - リベットボタン、締め具、リベット、ジッパー、金属マーク（これらが衣服に使用される場合）
- c) ニッケル非被覆の製品で、その被覆が製品の通常使用期間の少なくとも 2 年間にわたり、皮膚と直接、長時間接触する部分からのニッケルの放出量が $0.5 \mu\text{g}/\text{cm}^2/\text{週}$ を超えないことを保証するものでない場合、(b)項で言及された製品

2. 第 1 項の対象となる製品は、その項で定められた要件を満たしていない限り市場に出してはならない。

ECHA の「皮膚との長時間の接触」の定義^{※5}は、「2 週間以内に 3 回以上の 10 分以上の接触、または 2 週間以内に 1 回以上の 30 分以上の接触」としている。

^{※5}https://echa.europa.eu/documents/10162/13641/nickel_restriction_prolonged_contact_skin_en.pdf/b6f35357-da40-4a04-8085-fe42f6f543ab

測定方法は、EN 1811:2023 である。

例 3) ホルムアルデヒドに関する制限について

2026 年 8 月 6 日以降は、指定された試験条件で、製品から放出されるホルムアルデヒドの濃度が以下を超える場合は上市してはならない。

- a) 家具および木材ベースの製品については $0.062 \text{ mg}/\text{m}^3$
- b) 家具および木製製品以外の成形品では $0.080 \text{ mg}/\text{m}^3$

ただし、次の場合などには適用しない。

- a) ホルムアルデヒドまたはホルムアルデヒド放出物質が、成形品が製造される材料中に自然に存在する成形品
- b) 屋外専用の予見可能な条件で使用されるもの

- c) 建築物の外郭や防湿層の外部でのみ使用され、ホルムアルデヒドを室内空気に放出しない建築物の成形品
- d) 予測可能な使用条件下で製品から放出されるホルムアルデヒドが一般公衆の暴露につながる場合を除き、産業用または専門的使用のみを目的とした成形品 など

例 4) 合成ポリマー微粒子について

固体であって、次のいずれにも該当するポリマーを対象とする。

- a) 粒子中に含まれ、粒子の少なくとも 1 重量%を構成する、または粒子上に連続的な表面コーティングを施したポリマー
- b) a)にいう粒子の少なくとも 1 重量%が、次のいずれかの条件を満たす。
 - i) 粒子のすべての寸法が 5 mm 以下である。
 - ii) 粒子の長さは 15 mm 以下であり、粒子の長さとの直径の比は 3 より大きい。

以下のポリマーは、この呼称から除外される。

- a) 化学的プロセスを伴わない、自然界で起こった重合プロセスの結果である重合体
- b) 分解性ポリマー
- c) 溶解性ポリマー

制限の条件は以下である。

そのままの物質として、または合成ポリマー微粒子が求められる特性を付与するために存在させる場合、重量比 0.01%以上の濃度の混合物として上市してはならない。

ただし、以下では適用しない。

- a) 工業用の合成ポリマー微粒子、物質そのものまたは混合物;
- b) 動物用医薬品;
- c) 肥料製品;
- d) 食品添加物;
- e) 体外診断機器;
- f) 飼料 など

(2) 制限の見直し

制限は、物質の使用状況により見直しがされる。2023年1月から10月で4件の見直しがされた。

- ① 2023年5月8日：鉛およびその化合物の制限に PVC
2024年11月29日から塩ビ（PVC）のポリマーやコポリマー（2種類以上のモノマー（単量体）を重合させ、ポリマーにしたもの）から製造された成形品に鉛の濃度が PVC 材料に重量比 0.1%以上である場合、上市や使用はしてはならない。
- ② 2023年6月9日：砒酸およびその塩の CLP 規則の分類見直しで、対象となる CMR 物質リストの見直しがされた。
- ③ 2023年7月7日：ホルムアルデヒドの追加
- ④ 2023年9月27日：合成ポリマー微粒子の追加

制限物質やその使用条件の見直しは、市場での使われ方や国際条約などの動向の影響による。

②は近年問題になっている化学物質過敏症への対応であり、④は海洋マイクロプラスチック問題の関する国連 UNEP の「プラスチック汚染の終結：国際的な法的拘束力のある文書に向けて（End plastic pollution: towards an international legally binding instrument）」の影響が大きい。

1.6 制限と認可の整理

(1) 認可

新規、既存物質について

- ・ 年間 1 トン以上で登録

Registration

- ・ 用途・ばく露情報提出
- ・ 10 トン／年以上は、CSR（化学物質安全性報告書）提出
- ・ ECHA がリスク評価

Evaluation

- ・ ECHA が追加評価物質を特定（CoRAP）
- ・ CoRAP から CLS を特定
- ・ CLS から認可物質を特定

Authorisation

認可物質は、登録データからリスクにより特定する。ただし、CLS の特定は CoRAP 以外に加盟国の要求（Registry of Intentions）も対象になる。

(2) 制限

EU 委員会は、既存物質の製造・輸入・上市・使用が人の健康および環境へのリスクがあり、対応の必要があると考える場合に、ECHA に制限のための一式文書（附属書 XV）の作成を指示する。

- ・ ECHA は用途などからリスク管理がされていないと考える場合に一式文書を作成
- ・ 一式文書を専門委員会（リスクアセスメント専門委員会、社会経済分析専門委員会）の評価
- ・ インターネットコンサルテーションの実施
- ・ （WTO TBT 通告）
- ・ 制限の決定

なお、加盟国は ECHA に制限の要求（Registry of restriction intentions）ができる。

制限は、既存物質について、用途状況から製造や特定の使用を制限するものである。

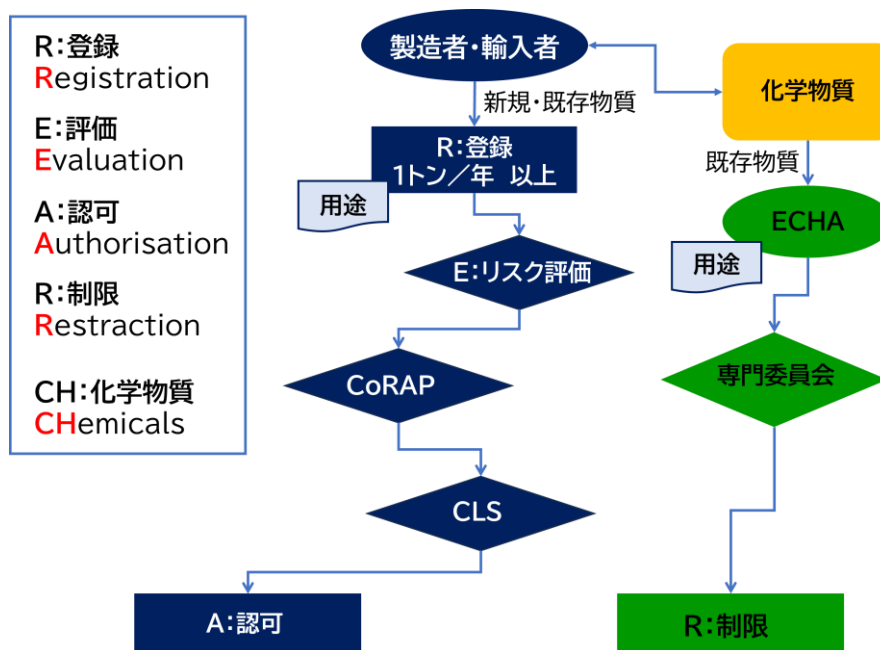


図 3 認可と制限

1.7 情報提供の要求

化学品についての企業間取引では、SDS (Safety Data Sheet : 化学物質等安全データシート) を使って情報提供をしている。

REACH 規則では、化学物質の発がん性や生殖毒性などの有害性 (ハザード) だけでなく、オープンな環境で使うのか、密閉して使うのかなどの使用方法 (ばく露シナリオ) による健康に対するリスク情報が求められる。

使い方によるリスクは、物質の製造業者による開発段階でのマーケティング調査や顧客からの情報により使い方を特定する。使い方をばく露シナリオにして、化学物質の安全性評価 (CSA) を行い、化学物質安全報告書 (CSR) にまとめるのが要求されている手順である。

化学物質安全報告書から許容できるレベルでリスク管理ができるばく露シナリオについて、安全性データシート (SDS) の附属書にばく露シナリオの要約を記載する。

ばく露シナリオの要約が記載された SDS を eSDS (Extended Safety Data Sheet) という。

ハザード管理からリスク管理へと変わってきている。

2. CLS とは

2.1 CLS

(1) CLS(認可対象候補物質)

REACH 規則は、化学物質だけでなく、化学物質の混合物、化学物質を含有させた電子部品のよ
うな成形品にも適用される。

日本の成形品メーカーが最も対応に苦慮しているのが、CLS (Candidate List of substances of
very high concern for Authorisation : 認可対象候補物質) が半年毎に追加され、製品中の含有調
査が求められることである。

CLS は、第 57 条の定義の SVHC (Substance of Very High Concern : 高懸念物質) について、
第 59 条の手順で特定された物質である。

第 57 条の定義

- ① 発がん性物質 区分 (カテゴリ) 1A/1B 物質
- ② 変異原性物質 区分 (カテゴリ) 1A/1B 物質
- ③ 生殖毒性物質 区分 (カテゴリ) 1A/1B 物質
- ④ 難分解性・生物蓄積性物質・有害性物質 附属書 XIII で定義
- ⑤ 極難分解性物質・極生物蓄積性物質 附属書 XIII で定義
- ⑥ 内部攪乱物質や上記と同等のレベルの懸念物質

CLS から加盟国の専門家の意見を踏まえて、インターネットコンサルテーションを行い附属書
XIV 収載物質 (認可対象物質) が勧告される。

なお、発がん性物質、変異原性物質および生殖毒性物質の区分 2 は対象外となっているが、EU
玩具安全指令 (2009/48/EC) では、区分 2 も含有制限される。

(2) 区分1A、1Bと2の違い

区分1A

ヒトに対する発がん性が知られている。主としてヒトでの証拠により分類

区分1B

ヒトに対しておそらく発がん性がある。主として動物での証拠により分類

区分2

ヒトへの発がん性が疑われる。ヒトまたは動物での調査から得られた証拠があるが、それが確実に区分1に分類するには不十分な場合に分類

区分2はデータが集まると区分1Bに格上げになる場合がある。区分2であっても留意する必要がある。

CLSは、ECHAが特定したCoRAPの対象物質と加盟国が認可物質とすべきと提案した物質(Registry of Intentions)をスタート物質として検討される。

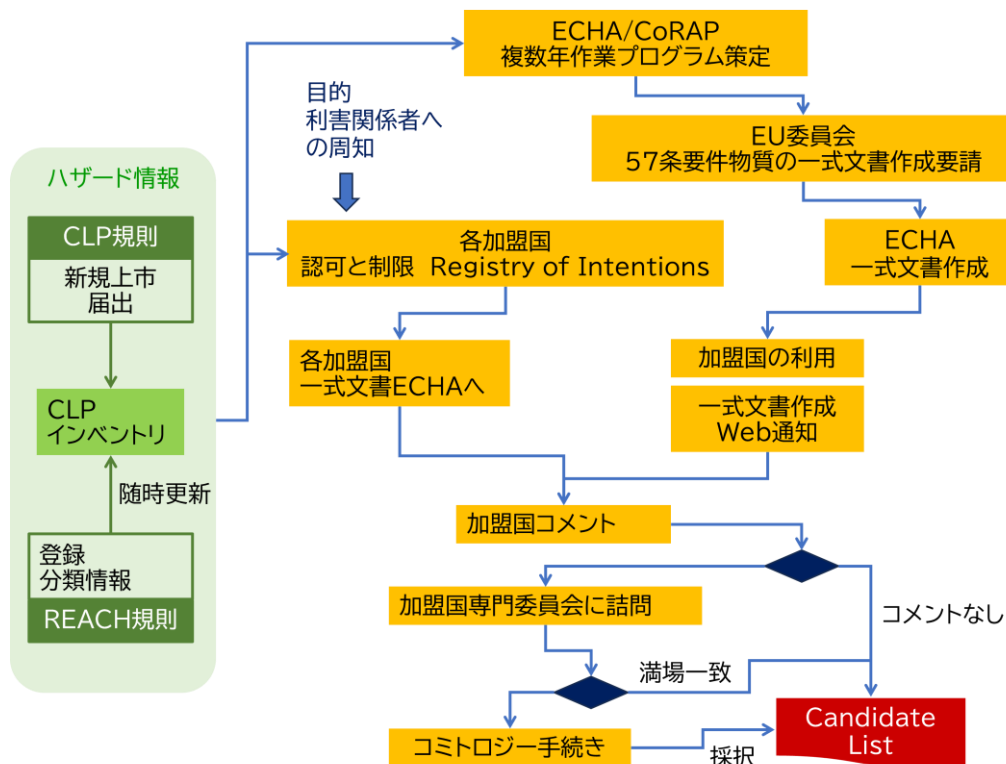


図4 CLS(Candidate List 掲載物質)掲載までの流れ

2.2 CLS の届出義務

(1) CLS の届出義務

CLS が成形品中に重量比 0.1% (1,000ppm) を超えて存在し、かつ、3 年間の移動平均で年間 1 トン以上製造または輸入していれば、届出義務が生じる。

重量比であるため分子は CLS の重量で明確であるが、組み合わせ部品などの分母については、どこまで細かくするかが論議されている。

RoHS 指令では、分母を機械的に分解できる限界まで細分化にすることを求め、塗装などでは皮膜の単層 (下塗り、上塗り) まで細かくした均質物質を分母としているが、REACH 規則では成形品中の濃度で規制するとしている。

従って、電子部品や材料を分母とするため、RoHS 指令が求める均質物質まで細かくしなくても、受入検査で測定して判定することは困難となる。

そのため、REACH 規則も RoHS 指令と同じく、電子部品、購入材料などの受入検査では、サプライヤーに不使用証明書や非含有証明書の提供を求め、その妥当性を確認するなどの工夫が必要である。

この伝達方式や様式は、JAMP (MSDS Plus、AIS) やグリーン調達回答ツール (JGPSSI) などを基本として、経済産業省が chemSHERPA^{※6, 7} (chemical information SHaring and Exchange under Reporting Partnership in supply chain : ケムシェルパ) と命名された国際標準化を狙ったスキームを具体化している。

※6 chemSHERPA <https://chemsherpa.net/>

※7 (参考) MTEP 海外法規制に関する解説テキスト「chemSHERPA を使ってできること」
<https://www.iri-tokyo.jp/site/mtep/chemsherpa.html>

情報伝達はサプライチェーンが日本国内に止まらずアジア諸国にも広がっているため、アジア標準化さらには国際標準化が望まれていることが背景にある。

CLS の対応が日本企業に広く求められるのは、CLS が成形品中に重量比 0.1% を超えて含有していれば、輸出量が 1 トン以下であっても情報伝達義務があるためである。

(1) 第 33 条による情報伝達

第 33 条による情報伝達は下記の通りである。

第 57 条の基準に適合し、かつ第 59 条(1)に基づき特定される物質 (CLS) を重量比 (w/w) 0.1% (1,000ppm) を超える濃度で含む成形品のいかなる供給者も、消費者の求めに応じ、供給者に利用可能ならば、成形品の安全使用を認めるのに十分な情報 (少なくとも物質名を含む。) を、消費者に提供しなければならない。求めを受けてから 45 日以内に、無料で関連する情報を提供しなければならない。

情報は、安全使用情報と物質名が必須で、表 1 に示すような情報を加味することが成形品ガイド^{※8}に示されている。登録番号は、川上企業から SDS で伝達され、分類と表示は CLP 規則のインベントリ^{※9}から入手できる。表 1 は様式として特定されているものではない。

※8 https://echa.europa.eu/documents/10162/2324906/articles_en.pdf

※9 <https://echa.europa.eu/information-on-chemicals/cl-inventory-database>

なお、後述の SCIP データベースに登録しても、REACH 規則の第 33 条の義務は残る。

表1 成形品中の CLS の情報伝達

項目	内容例
物質の名称	Diarsenic trioxide(三酸化二ヒ素・亜ヒ酸・無水亜ヒ酸)
CAS No.	1327-53-3
登録番号	**-* *(供給者から提供されている場合に記載)
分類およびSVHCの性質 CLP規則の C&L inventory転記	急性毒性 区分2 H300(飲み込むと致命的) 皮膚腐食性 区分1B H314 (重度の皮膚やけどおよび 眼破損を引き起こす) 発がん性 区分1A H350 (がんを引き起こす恐れがある) 急性水生毒性 区分1 H400(水性生物に猛毒性) 慢性水生毒性 区分1 H410 (長く永続的な影響を有して 水性生物に猛毒性)
成形品中のSVHC濃度	**% 濃度範囲は秘密企業情報を考慮
安全な処分を含む取り扱い に関する情報	60℃以上の加熱を避ける 成形品を子供の手の届かないところに保管する この成形品は有害性廃棄物として処分されるべきである 一半廃棄物として廃棄しないこと

3. SCIP 登録とは

3.1 WFD と SCIP 登録

(1) CLS の情報提供

前項の情報提供をデータベースに登録する改定がされた。

この義務は、廃棄物枠組み指令（WFD：Waste Framework Directive）の改正 2018/851/EU によるもので、拡大生産者責任を強化する一貫である。

REACH 規則第 33 条は、成形品に含有する CLS に関する情報を顧客（消費者を含む）に提供する義務である。

一方、エンドユーザー（消費者）は、廃棄する段階では、購入時に得た含有する CLS 情報を廃棄時にリサイクル事業者に渡せない可能性がある。

(2) WFD による REACH 規則の改訂

EU は「持続可能な開発」の理念で政策を展開しており、最近では 2020 年 3 月 11 日に「新循環経済行動計画」^{※10} を告示している。

^{※10} <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?qid=1583933814386&uri=COM:2020:98:FIN>

「持続可能な開発」の政策展開のなかで、廃棄物政策も検討され、2018 年 6 月 14 日に廃棄物指令の改正指令 2018/851/EU^{※11} が告示された。

^{※11} <https://eur-lex.europa.eu/eli/dir/2018/851/oj>

この改正指令で、WFD 第 9 条 1 項(i)に以下が追加された。

EU 議会および理事会規則(EC) 1907/2006 (REACH 規則) 第 3 条 (用語の定義) 33 項に規定されている成形品の供給者が、2021 年 1 月 5 日から ECHA に同規則第 33 条(1)に従った情報を提供することを確保し、連合レベルで定められた材料および製品に関する調和した法的要求事項を損なうことなく、材料および製品中の有害物質の含有量の削減を促進する。

3.2 SCIP データベースについて

(1) SCIP データベース

SCIP データベースは Substances of Concern In articles (Products) data base で、「スキップデータベース」という。

<https://echa.europa.eu/scip-database>

(2) SCIP データベース登録情報

成形品特定情報

必須

- ・ 製品名 : 提供する成形品の名称
- ・ 成形品識別子 : 欧州商品コード (EAN)、国際取引商品コード (GTIN)、グローバル商品分類 (GPC) 等の各種商品コード、カタログ番号、ECHA が付与する ID 等
- ・ 商品分類 (必須) : 合同関税品目分類表 (CN) コード等を選択
- ・ EU 域内製造の有無 : はい/いいえ/非開示のいずれかを選択

任意

- ・ その他の名称 : ブランドやモデル名等、名称を補足する情報
- ・ その他の成形品識別子 : 上記を補足する識別子
- ・ 写真 : 供給する成形品の写真
- ・ 成形品特性の種別 : 高さ、長さ、幅、直径、密度、重量、容積、色等、他製品と区別するための情報
- ・ 成形品特性の値 : 上記の値と単位

複合成形品の場合

- ・ 複合成形品中の CLS 含有成形品の情報 : 複合成形品中の SVHC 含有成形品の情報 (上記成形品特定情報の各項目)
- ・ 成形品の数 : 上記 CLS 含有成形品の数

安全な使用に関する情報

- ・ 安全な使用方法 (必須) : 安全な使用に関する情報
特別な情報がない場合は、「CLS 情報の開示以外に安全な使用に関する情報はない」旨を記載
- ・ 分解手順 (任意) : 分解説明書 (PDF ファイル等) と使用言語

CLS 物質情報

- ・ CLS リストのバージョン (必須) : 確認した CLS リストのバージョン (○年○月版)
- ・ 含有する CLS (必須) : CLS リストから物質または物質群を選択
- ・ 含有濃度幅 (必須) : 0.1~0.3wt%、0.3~1.0wt%、1.0~10.0wt%、
10.0~20.0wt%、20.0~100wt%、0.1~100wt%の
濃度幅から選択
- ・ CLS 物質群中の個別物質名 (任意) : CLS が物質群として指定されている場合に成形品に
含まれる個別物質の名称
- ・ CLS 物質群中の個別物質の EC 番号 (任意) : 上記個別物質の EC 番号
- ・ CLS 物質群中の個別物質の CAS 番号 (任意) : 上記個別物質の CAS 番号

CLS の含有箇所に関する情報 ※材料分類か混合物分類のいずれか必須

- ・ 材料分類 (必須) : CLS が材料に含有している場合は、ECHA の材料リストから選択
- ・ 混合物分類 (必須) : CLS が成形品の加工・組立時に用いられる混合物 (接着剤、
はんだ、コーディング材等) に含有している場合は、「欧州製品分類
システム (EuPCS)」から選択

日本国内でのサプライチェーン内で SCIP データベースに登録するための情報交換は、chemSHERPA で可能にする変更が行われている。

(3) IUCLID6

登録は、輸入者が IUCLID 6 (REACH 規則の登録などで利用されるツール) で行う。このため、EU 域外企業 (輸出者) は、輸入業者に関連データを提供する。

日本の輸出者は、EU の輸入者との契約により登録を行うことができる。

IUCLID6 による登録ステップ

IUCLID6 での登録のステップは次の通りである。

Step1

Article as such a~c 登録 (必須 8 項目)

Step2

Article as such a~c の上位の Complex Objects を登録し、(必須 6 項目)

下位の Complex Objects および Article as such 選択し追加

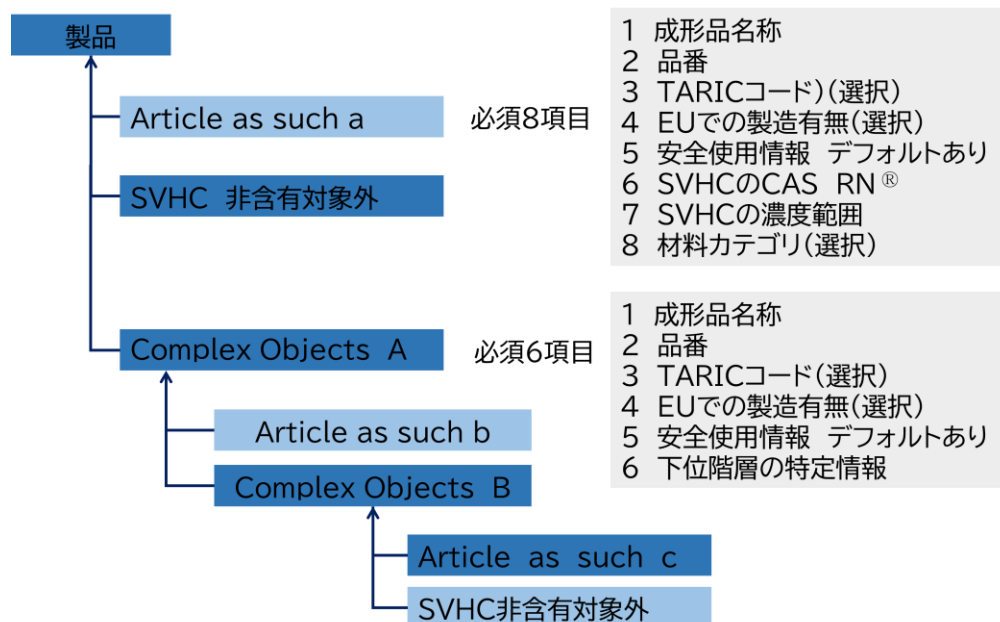


図 5 IUCLID6 による登録ステップ

3.3 輸出者の義務

輸出者は、輸入者に登録データを提供する義務がある。

ECHA Suppliers of articles

<https://echa.europa.eu/scip-suppliers-of-articles>

4. REACH 規則と RoHS 指令の関係

REACH 規則と RoHS 指令は、共に廃棄物指令や危険物質・調剤の使用および上市の制限指令がルーツである。

RoHS 指令では、附属書 III および附属書 IV で用途の除外を認めており、この附属書の改定も行われる。

この改定についても、RoHS 指令第 5 条（附属書への科学と技術の進歩の適用）で、「用途の除外の追加が REACH 規則により与えられる環境と健康の保護を弱めることなく」、「電気電子機器の材料および部品を特定の用途について附属書 III および IV の除外に含める」としている。

このように、REACH 規則と RoHS 指令の運用は、調和された運用がされるが、この運用について、“REACH AND DIRECTIVE 2011/65/EU (RoHS) A COMMON UNDERSTANDING (REACH 規則と RoHS 指令の共通の理解)”^{※12} が、2014 年 7 月 14 日に EU 委員会から発表されている。

※12 <https://ec.europa.eu/docsroom/documents/5804/attachments/1/translations/en/renditions/native>

REACH 規則と RoHS 指令の運用の調和のポイントを整理すると、表 2 に示すシナリオとなる。

表 2 REACH 規則と RoHS 指令の共通の理解のシナリオ

		REACH 規則附属書 XVII(制限)			REACH 規則附属書 XIV(認可)		
		収載済	収載提案	収載検討	収載済	収載提案	収載検討
RoHS 附属書 II	収載済		①			④	
	収載提案	②			⑤		
	収載検討			③			⑥

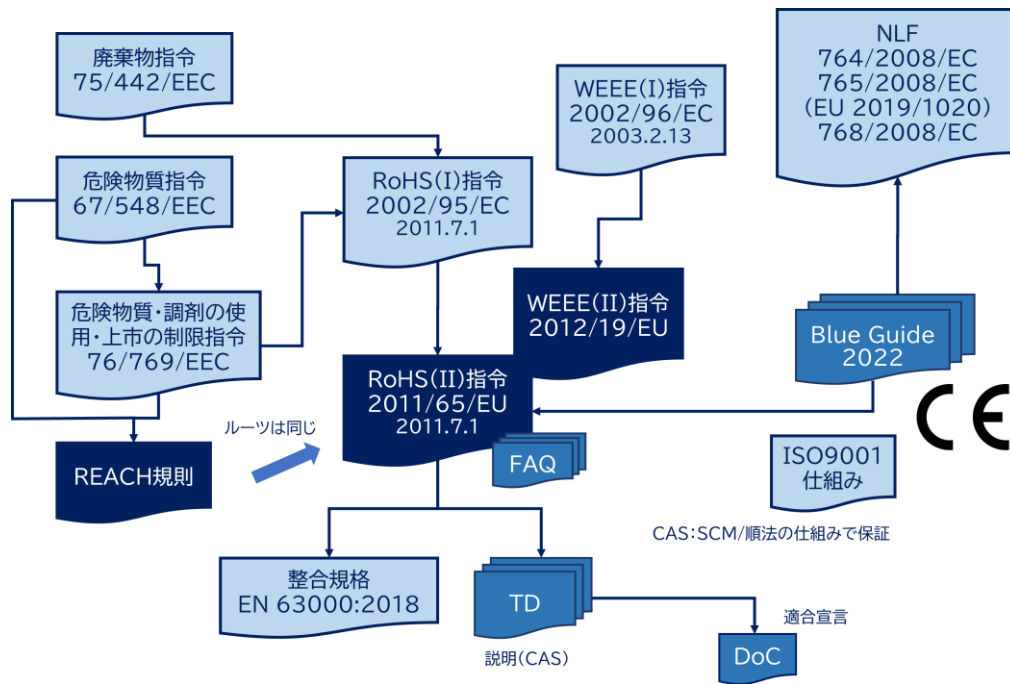


図 6 REACH 規則と RoHS 指令

「共通の理解」の各シナリオについて、要旨（部分的意識）は次のとおりである。

A: REACH 規則附属書 XVII(制限)に関するシナリオ

① RoHS 指令の制限物質を REACH 規則の制限物質として提案する

この状態での重複および／または矛盾を回避する最も簡単な方法は、RoHS 指令の適用範囲の電気電子機器を提案される REACH 規則の制限の適用範囲から除外することである。

この方法は、オクタブロモジフェニルエーテル (Octa-BDE) で、REACH 規則の附属書 XVII の第 45 項目で採用されている。

電気接点の中のカドミウムの使用に関しても、REACH 規則の附属書 XVII の第 23 項目で、適用除外としている。

REACH 規則の制限プロセスは、第 69 条に規定されており、「人の健康または環境に対し適切に制御されず対処する必要がある危険が存在する場合に附属書 XV を作成し、既に設定された対策を超えて EU 全域での対策の必要性を証明しなければならない。」としている。

従って、問題は、RoHS 指令が REACH 規則の下で対処する必要がないように、製品のライフサイクル全体で電気電子機器の含有物質によるリスクを適切に制御すると考えることができるかどうかである。

RoHS 指令第 4 条(1)は、電気電子機器を上市することに関する条件に重点を置き、第 6 条は、EU 委員会が電気電子機器の処分と再生利用の間において提起される危険に関して「特別な考慮」を用いることを要求している。

また、RoHS 指令は、有害な物質および廃棄管理期間中の関連する問題に重点を置いており、当該物質の製造および使用については現在の版には含まれない。

しかし、物質を RoHS 指令の附属書 II に記載させる方法論は、製造工程と使用段階の間における人の健康および環境に対する危険を斟酌するように適合させることができる。

この方法論は、RoHS 指令の第 6 条(1)により REACH 規則と「一貫性を持つ」ことを要求され、また、REACH 規則の危害評価条項とも十分に整合性を持つことができる。

② REACH 規則の制限物質を RoHS 指令の制限物質として提案する

RoHS 指令の附属書 II の記載候補物質は REACH 規則の附属書 XVII に記載されており、その制限が電気電子機器を対象とする場合には、その特定の実施から除外されると記載されている。

REACH 規則が、電気電子機器を含むすべての製品において、ある物質の使用を制限する場合、RoHS 指令は、この物質を、もはやその使用が既に REACH 規則により制限されているのでこの状況は存在しない。

このアプローチは、RoHS 指令改定の法的な手続中に提出される EU 委員会の回答に従うものであり、その目的は、REACH 規則と RoHS 指令の両方で EEE に適用される同じ物質の制限を回避することである。

しかし、一度、ある物質が REACH 規則の附属書 XVII において制限に従ったうえで、RoHS 指令が電気電子機器に関して同一か、または、さらに厳重な措置を設定するために対策を講じることを決定することは想像できる。

その場合においては、REACH 規則の附属書 XVII は、制限の適用範囲から電気電子機器を除外するように改訂する必要がある。

そして、附属書 XVII における記載は、電気電子機器における当該問題の物質の使用が RoHS 指令により制限されることを示唆することになる。

③ 電気電子機器に使用されているが、RoHS 指令で制限されていない物質について、REACH 規則の制限提案(附属書 XV)する

EU 委員会が ECHA に要請することにより、または加盟国が電気電子機器に使用された物質を含む品目を上市することに関して、附属書 XV 調査書類の作成を開始する場合はどうであろうか。

RoHS 指令および加盟国の実施措置自体は、当該問題の物質が附属書 II に未記載の場合には、電気電子機器は適用外である。

それゆえに、制限は、REACH 規則の下で課される可能性があり、それ以降の物質が RoHS 指令の附属書に追加されるとき、あるいは修正された場合に修正される。

その代わりに、REACH 規則の制限手続きは、(4 年毎に行われると予想される) 定期的なレビュー以外で RoHS 指令の改正時に手続きがされる。

REACH 規則および RoHS 指令の制限はその時に、REACH 規則の制限の適用範囲から電気電子機器を免除することができるように同期される。

B: REACH 規則附属書 XIV(認可)に関するシナリオ

④ RoHS 指令の制限物質を REACH 規則の認可物質として提案する

(a)

RoHS 指令が除外適用を定めていない場合には、禁止物質（認可対象物質）を含有する電気電子機器を上市することは排除される。

しかしながら、原則としては、電気電子機器の製造に関して、その物質を使用することは許容される。非常に起こり難いシナリオではあるが、企業が電気電子機器を製造するために禁止物質の使用を継続するのは、その電気電子機器を EU に上市することはできないであろうけれども、REACH 規則に基づくこの認可要件は適用される。（製造工程で使えない）

(b)

RoHS 指令が、適用除外を規定している場合（特定の場合において特定の物質を含む特定の EEE が市場に出され得るように）、EU の製造業者が EEE に当該物質を組み込むことは REACH 規則に基づく認可手続きの対象となる。

ただし、上記の議論に基づいて、REACH 規則の第 58 条(2)項に従って、RoHS 指令の制限の対象となる用途（その免除された用途を含む）を REACH 規則に基づく認可プロセスから免除する可能性はある。

※REACH 規則 58 条（附属書 XIV への物質の収載）第 2 項

物質の用途について人の健康または環境の保護に関する最低の要件を課している現行の特定の EU 共同体法規に基づき、リスクが適正に管理されている場合には、その用途または用途の区分を認可要件から免除することができる。この免除を設定するにあたり、特にそのリスクが物理的な形態により変更される場合のように、その物質の特性と関係する人の健康及び環境に対するリスクとのつりあいを考慮に入れなければならない。（環境省訳）

<https://www.env.go.jp/chemi/reach/reach.html>

RoHS 指令が除外適用を規定している場合とみなされるべき追加的な問題は、電気電子機器に物質の組み込みが REACH 規則の認可要件から免除された場合に代替する圧力が失われるであろうかどうかである。

この点に関して、RoHS 指令の第 5 条による附属書 III および IV に記載されている物質を含むことの決定は、代替に関する実際性、信頼性、または社会経済的な影響を考慮に入れなければならないことが注意する必要がある。

それ以上に、適用除外は時間限定的であり、専ら RoHS 指令の附属書 V (適用除外の更新・取消申請) に記載の情報 (代替に関する実際性および信頼性についての詳細の更新、つまり可能な代替の分析および可能な代替物を開発・適用する措置に関するスケジュールを含む) の提出後のみ更新される。

これらの要件のすべては、REACH 規則の認可手続きに関する代替の目的を反映するものとなる。

RoHS 指令に基づき用途除外された電気電子機器の製造に関し、物質が REACH 規則の認可に含まれることを条件付けることは EU の製造業者にのみ適用され、EU 域外で製造された電気電子機器の輸入品には適用されないことは強調するに値する。

結果として、EU の製造業者にとっては RoHS 指令に基づく当該免除が解除されるまで、追加的な負担が存在することになる。

注：EU 域外で認可物質を組み込んだ成形品に関連する規制

REACH 規則 第 58 条 (物質の附属書 XIV への抱合)

(6) 附属書 XIV に記載されている物質は、成形品に含まれる物質の存在による人の健康又は環境へのリスクを対象とした第 VIII 篇 (制限) に述べる手続きに基づく新たな制限の対象となりうる。(環境省訳)

<https://www.env.go.jp/chemi/reach/reach.html>

⑤ REACH 規則の認可物質(附属書 XIV)を RoHS 指令の制限物質として提案する

こうした状況においては、RoHS 指令が REACH 規則の第 58 条(2)の目的のために物質に関連したリスクを適正に管理することができるように見えるが、電気電子機器における物質の組み込みをその物質を添付書類 XIV に含める決定がなされた時 (RoHS 指令の制限が存在しなかったように)、認可要件から免除することは不可能である。

(a)

RoHS 指令が除外なしに制限する場合には、認可の要件は電気電子機器の製造においてその物質を使用する企業に適用される。

しかし、明らかに、そのような電気電子機器を EU 上市することを意図する企業は RoHS 指令により禁じられるため、その製造に当該物質を使用しないと思われる。

RoHS 指令により当該物質を制限することは、人の健康および環境に関するより高度なレベルの保護を保証し、内部市場の分裂を回避する。

それは、EU において生産された品目と REACH 規則第 69 条(2)により EU へ輸入された品目に同時に対処される。

注：REACH 規則第 69 条（制限提案の作成）

(2) 化学物質庁は、附属書 XIV に列記する物質について、第 58 条(1)(c)(i)に記す日 (Sunset Date) 以降に、その物質の成形品への使用が、十分に管理されていない人の健康または環境へのリスクをもたらすか否かを検討しなければならない。そのリスクが適切に管理されていないと考える場合には、化学物質庁は附属書 XV の要件に沿った一式文書を作成しなければならない。(環境省訳)

<https://www.env.go.jp/chemi/reach/reach.html>

RoHS 指令が除外なしに制限する時に、REACH 規則に基づき付与された当該使用に関する除外はすべて、実質的に冗長となる。

RoHS 指令の附属書 III および IV に記載された除外に対応することなくして、電気電子機器の中に物質を組み込むことを認可された会社の製品は売れないであろう。

REACH 規則の認可の究極の目的は、非常に高度な問題のある物質の代替で、企業の側で当該物質を長期的に使用継続することを法制的に期待できるという議論は困難である。

ゆえに、RoHS 指令における当該物質を含む電気電子機器を上市の制限は、レビュー条項により設定された最初の承認期間の終了時に始まり、REACH 規則における認可処理とは対立しない。

(b)

RoHS 指令が除外付で制限する場合に、RoHS 指令に基づく除外された利用に関し、REACH 規則に基づく認可要件を継続することに付加的な価値が存在するかどうか考慮する必要性があり、(a)の状況とは異なる。

シナリオ④(b)の中の考慮事項が考慮されるべきある。結果だけでなく、REACH 規則における認可過程から得られた情報は、RoHS 指令の下で用途の除外を提供するかどうかは非常に良い指標を与えることになる。

⑥ REACH 規則の認可物質(附属書 XIV)に記載されていないなく、RoHS 指令の制限物質でもない選択肢は次の何れかである。

- ・ いったん RoHS 指令 が当該リスクを適切に管理することができたら、REACH 規則の添付書類 XIV への当該物質の記載に関し進んだ後に、電気電子機器への物質の組み込みを免除する（認可要件の維持に関し正当な理由がある場合を除く）。
- ・ RoHS 指令の附属書 II への当該物質の記載を待つ間、REACH 規則の手続きを遅らせる。後者の選択肢に関しては、物質が合理的な頻度で RoHS 指令へ追加することができる場合には、上記 2 項に記述された状況は、回避することができる。RoHS 指令手続きが充分早期に開始され（おそらく電気電子機器に使用された物質が ECHA により、または ECHA の調整のもとで専門家の検討グループによる RMOA (Risk Management Option Analysis) の添付書類 XIV への記載の優先権を認められると直ぐに)、適切な時期に完了された場合には、物質が REACH 規則の添付書類 XIV に追加された時に電気電子機器 における使用を承認要件から免除するかどうかを考察することは可能になる。

特定の電気電子機器応用における SVHC の継続使用を正当化することのできる企業は、REACH 規則に基づく個別の承認を申請しなければならないのではなくて、RoHS 指令に基づく一般的な免除を申請することができる。

このように、RoHS 指令と REACH 規則の一貫性や調和はケースにより複雑ながら、論理的になっている。

EU の法規制は補完関係にあり調和されているため、各法規制をそれぞれ理解し、本質に対応することが求められる。

EU では、重要な法律や政策（イニシアチブ）の検討段階で、Web ページの“Have your say”^{※13}で、広く意見を求めている。

※13 https://ec.europa.eu/info/law/better-regulation/have-your-say_en

2022 年 2 月に電子機器における有害物質の使用制限の簡素化と効率の向上およびその執行の改善のイニシアチブが提案された。

この RoHS 指令の改定するイニシアチブに関する“Call for evidence for an impact assessment”の Web ページで、“Call for Evidence”（意見募集）^{※14}が 2022 年 2 月 14 日から 3 月 14 日に行われ、意見が公開されている。

※14 https://ec.europa.eu/info/law/better-regulation/have-your-say/initiatives/13137-Review-Restriction-of-the-use-of-hazardous-substances-in-electronics_en

このイニシアチブの B 項（目的と方針の選択肢）で、以下の政策案を示している。

（下記は部分的意識であり、一部、分りやすくするために記述を変更）

このイニシアチブの全体的な目的は EU 市場での調和された適用を保証しながら、廃電気電子機器の環境的に健全な処理を含めて、有害物質の制限に関する RoHS 指令の規定により、人の健康および環境を保護するのに役立つことを保証することである。

特定された問題に対処するため、EU グリーンディールの循環経済行動計画、ゼロ汚染対策計画、持続可能性のための化学物質戦略および持続可能な製品イニシアチブにより、可能な一連の措置を考慮する。上記の目的に対処するための可能な選択肢（オプション）の最初の非網羅的なリストである。

各オプションについて、様々なサブオプションも考慮することができる。オプションおよびサブオプションは、相互に排他的ではなく、組み合わせることができる。

以下に概説するオプションは、主として立法的および非立法的(例えば、ガイダンス)措置の組み合わせを表す予備的なものであり、検討によって進化し得る。すべてのオプションは、不必要な行政上の負担を軽減する目的を考慮する。

- a) RoHS 指令をそのまま維持し、RoHS 指令 FAQ 文書の更新などの特定の非立法的(「ソフト」)措置を導入する。これには、REACH 規則やエコデザイン指令などの他の法律との相互作用の説明が含まれる。
- b) 法規制(ハード)対策やソフト対策の導入・改定による RoHS 指令の簡素化・明確化して
 - (i) 適用除外基準とプロセスを明確化・改善し、
 - (ii) 物質制限のトリガー、基準、プロセスを明確化・改善し、
 - (iii) REACH 規則、エコデザイン指令を中心とする他の法律との整合性を確保し、
 - (iv) 実施・執行を改善する。
- c) このオプションは以下の点を考慮する。
 - ・ 適用免除プロセスの改革:免除基準の改定・明確化、免除の有効性の適合、移行期間に関する規定、標準的な評価スケジュールと手続きの明確化、免除手続きに関するガイダンス文書を発行する。
 - ・ 日程(タイムライン)および手順を含む物質制限規定の改定をする。

RoHS 指令の対象となる電気電子機器について、REACH 規則およびエコデザイン指令等との関係および潜在的重複を明らかにする。

制限手順のための方法論/ガイダンス文書を発行する。
 - ・ 免除および物質制限評価を既存の欧州化学物質庁(ECHA)に委託する。
 - ・ スペアパーツ規定の改革をする。
 - ・ RoHS 指令の範囲の更新と明確化をする。
 - ・ 再生材料および重要原料に関する規定の導入をする。
 - ・ RoHS 指令と規則 No 765/2008(および改正規則 2019/1020)との連携の強化を含めて、施行および市場サーベイランスに関する規定を改定するとともに、電子商取引の課題およびさらなるガイダンスによる対処を含める。
 - ・ RoHS 指令、REACH 規則とエコデザイン指令を含む他の関連法規との明確な線引きを保証するための規定の導入/見直し、および必要に応じてガイダンス文書/共通理解文書の策定をする。
- d) RoHS 指令を規則に転換し、適用を簡素化し、異なる加盟国における異なった加盟国の国内法への転換に関連する不必要な規制負担を軽減する。
- e) RoHS 指令を廃止し、その規定を REACH 規則に組み込む。

- f) RoHS 指令を廃止し、電気・電子廃棄物の環境的に健全な回収および廃棄に関連する製品要件を持続可能な製品法規（エコデザイン指令を改訂して持続可能な製品イニシアチブの文脈で明確にする）の下で対処する。

なお、RoHS 指令に関する情報は、環境総局（Directorate-General for Environment）が Web で公開している。

https://environment.ec.europa.eu/topics/waste-and-recycling/rohs-directive_en

MTEP

(広域首都圏輸出製品技術支援センター)

国別規格 EU 編 REACH 規則

2024 年 3 月 初版

発行 地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター
輸出製品技術支援センター
〒135-0064 東京都江東区青海2-4-10
TEL. 03-5530-2126
URL. <https://www.iri-tokyo.jp/site/mtep/>

- 無断転載禁止 -

〔免責事項〕

※ 本テキストの情報に基づいて行った行為により生じたいかなる結果に関しても、広域首都圏輸出製品技術支援センターおよび地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター、ならびに執筆者は一切の責任を負いかねますのでご了承ください。

※ なお、本テキストの内容は、2023 年 10 月時点での情報で作成しておりますので、最新情報は関係機関発行の原文によりご判断ください。